

万博でPR

大阪府は6月12日、JAG

食べ方・楽しみ方」を2025・

フォーマンズ、全問正解者には漬物詰め合わせセットが贈られる漬物クイズ大会など、多彩なプログラムが来場者を楽しませた。

次回は8月4日に
同会場で一部内容を
変更して実施予定。

（林佑）



開花調整技術を施した桜の生け込み

確かに、税金の面では有利になります。しかし、実際に相続が発生して、長男が自宅・農地5000万円を、長女が預貯金3000万円を相続した場合、長女の取り分は法定相続分より1

業を継がせたいという親の意向とはまったく違う結果になってしまひ、経営基盤が崩れるリスクすらあります。親が長男に農業を継がせたいのであれば、安易な生前贈与は避けるべきなのです。

分を無視してしまうと、相続人から法的に取り分を請求されることがあり、もめる原因になります。また、相続税は「相続を知った日の翌日から10カ月以内」に納めなければならず、納税資金の準備も大きな課題です。

農地と家族を守るために

―農業者が考えるべき「相続」の話―



株式会社アセット桙 代表取締役
ファイナンシャルプランナー

榊原 喜久

自宅や農地といった、分けにくい財産が多く、預貯金が少ないご家庭。「誰がどの財産を受け継ぐか」で、家族の不満やトラブルにつながりやすくなります。

を継いでほしいと考えていると

000万円少なくなります。長

相続対策と聞くと、多くの方がまず「節税」を考えます。しかし実は、それが大きな落とし穴になることがあります。相

このようなケースで、「節税になるから」との理由で、生前に長男・長女へそれぞれ1000万円ずつ贈与したとします。

求めても、長男に現金の余裕がなければ、自宅や農地を売却しなければならぬ可能性も出てきます。こうなると、長男に農

保障された遺留分（最低限の取り分）を侵害していないか」、「相続税を納めるための現金を用意できるか」を丁寧検討する必要があります。特に、遺留

愛知県出身、東京都在住。大学卒業後22年間農業団体職員として農地相談や新規就農相談などの業務に従事。現在は農業者のライフプランの相談・提案、農業者年金・農地制度・不動産登記・保険・相続等の講演・執筆を行う。

◆ 筆者の紹介（さかきばら よしひさ）